

令和5年4月19日

学校法人古屋学園

理事長 古屋貞良 殿

監事 矢野 久



監事 大竹幸二



令和4年度 学校法人古屋学園 決算監査報告

私立学校法第37条第3項及び学校法人古屋学園寄附行為第14条の規定に基づき決算監査を行いましたので、次のとおり報告します。

監 査 報 告

1. 監査の対象

令和4年度 学校法人古屋学園 山梨秀峰調理師専門学校 の業務内容報告及び収入・支出の決算並びに財産の状況

2. 監査の日時及び場所

令和5年4月19日（水）、午前9時00分より
山梨秀峰調理師専門学校 理事長室

3. 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 監査の方法

監査に付された決算資料（事業報告、財務報告）に関して、理事長及び事務長から説明を受け、関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等について監査を行いました。

5. 監査の結果

（1）総評

関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等が適正であることが認められ、事業報告についても活動の内容が十分に把握できるものでした。

その中で、就職ガイダンスを計33回、オープンキャンパスを計9回、就職セミナーを計2回開くなど、貴校の積極的な生徒受入活動が感じられました。また、オープンキャンパスには延べ115名が参加するなど、貴校の人気の高さが窺われました。

（2）会計

計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示していました。業務及び財産に関する不正の行為、並びに法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

会計帳簿は、よく整備されており、保管状況も適切で役席者のチェック機能も十分働いていると思料します。

以 上